

栃スポ協第 440 号
令和 4 年 3 月 18 日

各市町スポーツ少年団 本部長 様

公益財団法人栃木県スポーツ協会
栃木県スポーツ少年団
本部長 橋本 健



まん延防止等重点措置の解除に伴うスポーツ少年団活動の再開について(通知)

平素より、栃木県のスポーツ振興への御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

栃木県スポーツ少年団活動の制限については、令和 4 年 3 月 11 日付け、栃スポ協 424 号により通知したところ、御協力いただき誠にありがとうございます。

つきましては、まん延防止等重点措置が解除となることから 3 月 22 日(火)以降の活動については下記のとおりといたします。

活動に際しましては、引き続き十分な感染防止対策の徹底をお願いいたします。

記

- 1 期 間 令和 4 年 3 月 22 日(火)以降
※警戒度レベル等の変更がある場合は改めて通知する。
- 2 対 応 (1)1 日の活動時間は平日で 2 時間程度、学校の休養日は 3 時間程度とする。
(2)休養日は週当たり 2 日以上とする。
(3)練習試合、合同練習等を可とする。
(4)大会等への参加を可とする。ただし主催団体と協議のうえ、参加する選手及び保護者に感染防止対策等について十分な説明を行い、参加への理解と同意を得ること
(5)活動の可否について最終的な判断は、各市町スポーツ少年団、教育委員会が行う。
- 3 留意事項 ・基本的な感染対策を徹底する。
・練習については、段階的に再開することとし、体力や技術を回復させた上で実践練習に移るよう計画的に実施する。また感染リスクの高い活動は避ける。
・運動する際、マスクの着用は必要ないが、感染リスクを避けるためには、間隔を十分に確保するなど必要な対策を講じる。また、マスクを着用する際には熱中症などの健康被害が発生しないよう注意する。なお、練習前後(活動以外)の場面ではマスクを着用する。
- 4 その他 本対応は今後の状況により変更になる場合がある。

公益財団法人 栃木県スポーツ協会
栃木県スポーツ少年団事務局
TEL : 028-680-7771